

平成27年度 第19回庁議要旨

日時：平成28年1月12日（火）

午前9時～午前10時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市総合交通戦略（案）について（復興政策部）

復興事業の進展に伴う住居形態や居住地域の変化等、公共交通を取り巻く環境は大幅に変化しており、地域住民の移動手段確保や利便性向上を図る必要がある。

また、国においても、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となり、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進めるため、平成26年11月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正している。

このことから、平成19年に策定した石巻市総合交通計画を見直すとともに、バス路線を中心とした公共交通網の再編及び関係施策を推進するため「石巻市総合交通戦略」を策定する。

(1) 主な内容

i 計画の基本理念

元気な「まち」・「ひと」を支える地域公共交通

～交通の視点から復興を支援し、コンパクト+ネットワークを実現～

ii 計画の基本方針

- ① 各地域に安心して住み続けられるために、日常生活等を支える「使える」交通手段を確保する。
- ② 復興まちづくりと連動した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」形成に貢献する
- ③ 地域内外の交流・観光利用を促進し、地域と住民を元気にする
- ④ 多様な主体の連携と協働により、将来に渡り継続できる地域公共交通を確保する

iii 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間。

前期（平成28年度～平成32年度）、後期（平成33年度～平成37年度）

iv 国の制度上の位置づけ

- ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通網形成計画」
- ② 都市・地域総合交通戦略要綱に基づく「都市・地域総合交通戦略」

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年1月～2月 パブリックコメント
- ・ 平成28年3月 地域公共交通会議へ説明
- ・ 平成28年3月 関係省庁・県へ報告

2 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業に中央二丁目地区を加えることについて（復興事業部）

中央二丁目地区は、震災復興基本計画において市街地の高度利用を図るべき地区と位置付けており、河川堤防整備、内海橋架け替え工事等により狭小化した残地を適切な土地利用が可能な区画形状に整える必要が生じている。古くから川湊石巻の中心地として栄え、被災前は、商業、飲食業な

どが集積していたが、旧道を軸とした道路形態となっていたため、円滑な交通処理を行うには不適切な道路線形となっていた。

狭小な土地をかわまち交流拠点整備のために必要な規模に集約し、適切な公共施設整備を行うため、中央二丁目地区において土地区画整理事業を実施する。

(1) 主な内容

中央二丁目地区の土地区画整理事業を実施するため、「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」の一部を改正する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る都市計画審議会開催
- ・ 平成28年3月 中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定
- ・ 平成28年3月 平成28年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案
(施行予定年月日：中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業計画決定の公告の日)

3 市税の猶予制度における換価の猶予の特例（申請）の創設及び納税の猶予、換価の猶予（職権）の見直しについて（財務部）

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われ、地方税の猶予制度についても、平成27年度税制改正において、所要の見直しが行われた。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっているが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、市税条例に規定を追加し、納税者の負担の軽減及び早期かつ的確な納税の履行を確保する。

(1) 主な内容

i 換価の猶予の特例（申請）の創設

一時に納付することでその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その市税の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、換価の猶予をすることができることとする。

ii 納税の猶予及び換価の猶予（職権）の見直し

要担保徴取額の最低限度額を100万円（現行50万円）とし、猶予期間が3月以内の場合は担保を不要とする。

iii 申請に係る補正の手続

提出された申請書若しくは必要な提出書類について記載不備があった場合又は必要な提出書類の提出がなかった場合には、書類の補正又は提出を申請者に請求することができることとし、請求後20日以内にこれらの書類について補正又は提出がされなかった場合には、納税の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請は取り下げたものとみなす。

このほか、申請書や添付書類、分割納付の方法等についてを市税条例に規定を追加する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年第1回定例会に条例改正提案
(公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用)

4 市税等の督促手数料廃止及び督促状発布日の変更について（財務部・健康部）

本市では督促状1通につき100円を徴収する旨条例で定めているが、近年、督促状が届いた方から「納税通知書が届いてない」という訴えによる手数料徴収のトラブルや、金融機関窓口で督促手数料を領収したものに督促状返戻者が含まれる事例などが生じている。

督促手数料の無料化によって債権確定をより確実なものに限定し、多様なトラブル防止と、租税債権に対する信頼確立につなげる。また、今年度より導入したコンビニ納付の利便性向上を進め、収納率向上につなげるもの。

(1) 主な内容

- i 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税）・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の督促手数料は、平成28年度賦課以降分の発布分から手数料徴収を廃止する。

- ① 平成28年4月20日発送督促状…後期高齢者医療保険料27年度9期や他の28年3月末納期限の随期分は、手数料を徴収
- ② 平成28年6月1日発送督促状…手数料を徴収しない（平成28年4月末納期、5月2日納期限分）

- ii 督促状発布を「納期限後30日以内」と市税条例に規定する。市税については、平成28年4月末納期分より再引落を実施し、再度口座残高不足の者に対し、振替不能通知書兼督促状を送付する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年第1回定例会に条例改正提案
- ・ 平成28年3月末日 条例改正・公布（平成28年5月1日施行）
- ・ 平成28年4月 変更内容を市報に掲載・周知
- ・ 平成28年4月以降 当初賦課納税通知書に督促手数料の廃止を記載・周知

5 市税等の口座振替納付済通知書の一部廃止について（財務部・建設部）

市では、振替納付された市税等の領収書として、毎年1月1日から12月31日までに納付した納付額を一括し、口座振替納付済通知書を納税等義務者に、毎年12月中旬に送付しているが、省資源という環境面の配慮と経費削減という行財政改革の観点から検討を行った。

口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳等により確認可能で、市税の年間納付額を確認する資料として使用できるものであることから、省資源化の推進や行政改革による経費削減の観点から、平成27年分をもって市税分について廃止する。

(1) 主な内容

市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）及び下水道事業受益者負担金に係る口座振替納付済通知書を平成28年分から廃止する（随時に請求があった場合、個別に発行対応する）。

同時に、今年度取り扱い開始の防災集団移転用地貸付料（毎年4月1日から翌年3月31日までを翌年度の4月中に送付予定）も廃止する（保育所・こども園保育料、放課後児童クラブ利用者負担金は、平成27年3月31日要綱改正で送付対象から削除済。）。

なお、市税のうち、軽自動車税は、継続検査（車検）が必要な車両については、引落確認後に軽自動車税納税証明書を送付（平成27年度実績6,917通）。

また、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料については、社会保険料控除などに利用されていることから、これまでどおり口座振替納付済通知書の送付を継続する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 石巻市市税等口座振替実施要綱の一部改正
- ・ 平成28年5月 次年分より市税等の口座振替納付済通知書廃止の市報掲載・周知
- ・ 平成28年5月以降 当初賦課納税通知書に口座振替納付済通知書の廃止を記載・周知

6 東京電力福島第一原子力発電所事故対策経費に係る損害賠償請求の和解仲介申立てについて
(生活環境部)

東京電力福島第一原子力発電所事故対策経費に係る損害賠償請求については、次表【損害賠償請求状況】のとおりこれまで3度の請求を行っている。

【損害賠償請求状況】

区 分	損害賠償請求額 A (円)	受領（合意）額 B (円)	未合意額 A-B (円)	B/A×100 (%)
H23.12.27 請求分	299,250	299,250	0	100.0
H25.10.4 請求分	21,119,041	9,888,355	11,230,686	46.8
H27.10.22 請求分	38,767,355	0	38,767,355	0.0
合 計	60,185,646	10,187,605	49,998,041	16.9

これまでの請求のうち、H25.10.4 請求については請求額に対する東京電力の賠償（合意）額は46.8%にとどまり、H27.10.22 請求については東京電力と協議中であるが、請求額全額に対して賠償合意を得ることは困難な状況にある。

また、東京電力は法令及び政府指示等により負担を余儀なくされた費用について賠償対象としているのに対し、市は東京電力が示す賠償基準に関わらず原発事故に起因する対策経費は全て損害賠償請求することを基本方針としており、この主張の差が未合意額に現れている。

このことから、東京電力との主張の差を埋めるため、原子力損害賠償紛争解決センター（通称「ADRセンター」）に対し、和解仲介（あっせん）の申立てを行う。

(1) 主な内容

平成27年3月31日までに生じた東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策に要した、以下の費用を支払うよう和解の仲介を求めるものとする。なお、申立てまでに東京電力と損害賠償金の一部支払いに合意した場合は、その合意額を除いた額で申立てを行うものとする。

- ① 損害賠償請求額のうち東京電力株式会社が支払いに合意しない額
- ② 当該請求に対する遅延損害金（年5%）
- ③ 既に受領した損害賠償金に対する遅延損害金（年5%、約135万円）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 第1回定例会に「あっせんの申立て」の議案を提案
- ・ 平成28年3月 同上議案議決後、申立てに必要な証憑類等の調製・速やかに申立て

7 石巻市一般廃棄物処理基本計画案について（生活環境部）

現行の一般廃棄物処理基本計画は、目標年度を平成29年度として平成19年度に策定しているが、東日本大震災により廃棄物を取り巻く環境が変化していること、また国の制度改正等に対応するため、今回、計画の見直しを行う。

平成28年度を初年度とし、平成37年度を計画目標年度とする10ヵ年計画とし、今後の一般廃棄物処理の方策を明らかにすることを目的とする。

(1) 主な内容

- ・ **基本方針** 「みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき」
- ・ **施策の基本方向** 3Rを推進するため、発生抑制によるごみ量の削減や、適正分別の励行、新規品目の資源回収等による資源化率の向上を図っていく。

項目	石巻市一般廃棄物処理基本計画（案）	
	第1編 ごみ処理基本計画	第2編 生活排水処理基本計画
計画年度	平成28年度から平成37年度	
達成目標	目標1 1人1日当たり排出量を930gに削減 目標2 リサイクル率を15.7%に引き上げる 目標3 最終処分率を11.3%以下に削減する	生活排水処理率を86.3%にする
計 画 案	別紙とおり	

平成28年1月25日

～平成28年2月22日 パブリックコメント募集

平成28年2月 意見集約、公表及び反映

平成28年3月4日 第4回廃棄物対策審議会（基本計画の最終案取りまとめ）

平成28年3月 廃棄物処理基本計画策定

8 子ども医療費助成対象年齢の拡充について（健康部）

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、県の補助金を受け0歳から中学3年生までの子どもに対して、医療費の一部負担金（通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで）の助成を実施しているところであるが、少子高齢化と震災後の人口の流出が続く中、若い世代の定住の促進を図るとともに、より子育てしやすい環境を整備するため、通院分の医療費助成対象年齢を中学3年生まで拡大するとともに、医療費負担の大きい入院について所得制限を撤廃する。

(1) 主な内容

通院分の助成対象年齢を中学3年生まで拡大、及び入院分に係る所得制限を撤廃する。

区分	改正後	現 行
通院	<u>中学3年生まで（所得制限あり）</u> （15歳に達する日の属する年度の末日まで）	<u>小学6年生まで（所得制限あり）</u> （12歳に達する日の属する年度の末日まで）
入院	<u>中学3年生まで（所得制限なし）</u> （15歳に達する日の属する年度の末日まで）	<u>中学3年生まで（所得制限あり）</u> （15歳に達する日の属する年度の末日まで）

※ 平成28年10月診療分から適用する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会「石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正」（施行予定年月日：平成28年10月1日）提案

9 老人憩の家及び鹿又老人創作館の無償譲渡について（福祉部）

地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家及び高齢者の生きがい、技術の習得などを図り、文化伝統の継承等を目的としている老人創作館は、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきたが、石巻市行財政運営プラン等に基づき、無償譲渡について地元に説明した結果合意に達したため、以下の3施設について無償譲渡するもの。

(1) 施設概要と譲渡予定先

	倉塚老人憩の家	須江老人憩の家	鹿又老人創作館
1 設置年月	昭和51年3月	昭和53年3月	平成5年2月
2 土地面積	534.37㎡	463.48㎡	156.98㎡
3 建物構造	木造平屋建て	木造平屋建て	木造平屋建て
4 床面積	114.27㎡	82.81㎡	77.85㎡
5 譲渡予定先	倉塚上町内会	小竹親和会	道的地区会

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 市議会第1回定例会に以下の条例改正を提案
「石巻市老人憩の家条例の一部改正について」
(石巻市倉塚及び須江老人憩の家の廃止・平成28年4月1日施行)
「石巻市鹿又老人創作館条例の廃止について」
(石巻市鹿又老人創作館の廃止・平成28年4月1日施行)
「財産の無償譲渡について」
- ・ 平成28年3月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え
- ・ 平成28年4月 市有財産譲渡契約及び無償貸付の締結、各自治会等へ無償譲渡

10 新「寿楽荘」の設置について（福祉部）

石巻市老人福祉センター「寿楽荘」は、昭和45年の開館以来、老人福祉法に基づく老人福祉施設として、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の機会を提供してきた。

まちなか居住を進めている中心部においては、高齢化率が高い地域となっており、高齢者の交流の場や復興住宅等の入居者と地域住民との交流の場として、旧市役所跡地に新たな「寿楽荘」を建設（復興公営住宅と併設）し、平成28年度中の供用開始に向け整備を進めている。

新たな「寿楽荘」においては、生きがいづくりと社会参加に関する事業を、健康づくりや介護予防等の事業との連携を図るとともに、高齢者と地域住民等との交流の促進をめざす。

(1) 主な内容

石巻市老人福祉センター寿楽荘条例の一部改正

- ① 所在地の変更：日和が丘一丁目1番1号
- ② 事業内容の明文化（現行規定なし）

老人福祉センターの目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

ア 高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進する事業
イ 高齢者のためのレクリエーション等の各種行事の開催

ウ 高齢者と地域住民等の交流を促進する場の提供
エ その他、老人福祉センターの設置目的を達成するために必要な事業

③ 自主事業の規定を創設：指定管理者は自主事業に取り組むことができる（現行規定なし）
（具体例；館内での売店実施、必要な事業以外の講演、講座等の実施等）

④ 利用料金の設定（現行規定なし）

ア 団体利用にかかる利用料金（上限 集会室等の貸出し：日中の半日単位を基本とする）

区分	集会室	和室・会議室	備考
主に60歳未満	2,500円	1,500円	利用予定者の半数以上が60歳未満
営利目的	5,000円	3,000円	年齢区分は設けない
夜間	3,500円	2,500円	同上

イ 浴室利用にかかる利用料金（上限）

区分	単位	利用料金	備考
60歳以上の者	1回	200円	60歳以上の者のみ
60歳未満の者	1回	500円	
定期利用券	6か月	3,000円	
	1年	5,000円	

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会「石巻市老人福祉センター寿楽荘条例の一部改正」提案（施行年月日：規則で定める日）
- 6月 指定管理者の公募開始
- 7月 指定管理者選定委員による選定（2回開催予定）
- 9月 市議会第3回定例会へ提案（債務負担行為及び補正予算案）
- 11月 新「寿楽荘」開館：平成28年11月26日予定（旧寿楽荘は閉館）

11 石巻市敬老祝金の改正について（福祉部）

高齢化が進む中で、今後対象者の増加が見込まれる敬老祝金支給事業について、超高齢化社会を見据え、100歳に支給する特別敬老祝金の支給額を改正（減額）する。

(1) 主な内容

100歳の誕生日において、市内に引き続き10年以上住所を有する者に対する支給額を、現行の25万円から20万円へ改正する（石巻市敬老祝金支給条例の一部改正）

区分	支給額	受給資格
現行	100,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合
	250,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合
改正案	100,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合
	200,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合

(2) 今後の予定

- 平成28年2月 市議会第1回定例会「石巻市敬老祝金支給条例の一部改正について」提案
（施行予定日：平成28年4月1日）

12 雇用奨励助成金の拡充と新産業等創出促進助成金の対象事業の見直しについて（産業部）

現在、雇用創出に向けて創業支援などに取組んでいるところであるが、東日本大震災後の人口流出及び事業所数・従業者数の減少を受け、更なる産業の振興と雇用の創出に向けて企業誘致のための優遇制度の拡充が必要となっている。また、併せて震災後に創設した助成金について、これまでの交付実績を踏まえ、対象業種の見直しを図る必要がある。

優遇制度の拡充により、本市へ立地することの優位性を打ち出し、企業誘致による産業の振興と雇用の創出を図る。

(1) 主な内容

i 石巻市企業立地等促進条例の一部改正（雇用奨励助成金の拡充）

改正前 新設、増設、移設に関わらず新規雇用者1人当たり20万円、1指定企業者当たり1,000万円を限度。

改正案 新設に限り新規雇用者1人当たり100万円、限度額なし（※増設、移設については、従来どおりとする。）

ii 石巻市企業立地等促進条例施行規則の一部改正（新産業等創出促進助成金の対象事業の見直し）

改正前 対象事業：太陽光発電、バイオマス発電、植物工場、バイオマスの利用（微細藻類）、データセンター、コールセンター

改正案 対象事業：バイオマス発電、植物工場、バイオマスの利用（微細藻類）、データセンター、コールセンター（※対象事業から太陽光発電を除外する）

(2) 今後の予定

- 平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会「企業立地等促進条例の一部改正」提案（平成28年4月1日改正条例及び改正施行規則施行）

13 石巻市建築審査会の委員の任期について（建設部）

これまで建築基準法の規定により、建築審査会の委員の任期については2年としていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法、平成28年4月1日施行）」が平成27年6月26日に公布され、建築審査会の委員の任期を条例で定めることとされた。

(1) 主な内容

建築審査会委員の任期については、国土交通省令で定める参酌基準のとおり2年とする。

国の基準【参酌すべき基準】
① 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする
② 委員は、再任されることができる。
③ 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(2) 今後の予定

- 平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会へ条例改正案を提案（平成28年4月1日施行）

14 石巻市立病院開院に向けた体制等の整備について（病院局・総務部）

震災により全壊した石巻市立病院を移転新築することとし、現在石巻駅前に整備事業を進めており、平成28年夏頃の開院予定であることから、石巻市立病院復興基本計画に基づいた体制等整備を行うことにより、適切な病院運営を図るもの。

(1) 主な内容

i 位置・診療科目等の変更（石巻市病院事業の設置等に関する条例の改正）

ア 位置 石巻市穀町15番1号

イ 診療科目 6科

(内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科)

ウ 病床数 180床（一般病床140床、療養病床40床）

エ 使用料及び手数料 診療に係る使用料、手数料等を追加する。

ii 病院局職員定数の変更（石巻市職員定数条例の改正）

病院局の職員定数を「250人」とする。

iii 石巻市病院事業使用料及び手数料

「石巻市病院事業の設置等に関する条例」において規定する（石巻市病院事業使用料及び手数料条例を廃止する。）。

なお、金額については、上限を条例で設定し、詳細な額は規則で定める。

◆規定内容

区分	内容
診療等に係る使用料等	健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例による。
特別室差額使用料	1日につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額
人間ドック料	1回につき80,000円を超えない範囲内で規則で定める額
予防接種料	1回につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額
診断書等の交付手数料	1通につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額
石巻市立病院の敷地内に設置する駐車場の使用料	石巻市立病院駐車場条例に定める使用料の額

※特別室差額使用料については、牡鹿病院及び近隣病院の料金設定を参考に設定

※人間ドック料、予防接種料、診断書等の交付手数料については、旧市立病院の料金設定を参考に設定する予定

iv 石巻市立病院建設検討委員会の廃止（石巻市立病院建設検討委員会条例の廃止、石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正）

当初の設置の目的を果たした石巻市立病院建設検討委員会を廃止し、当該委員の報酬規定を併せて削除する。

v 「言語聴覚士」の給与を規定（石巻市職員の給与に関する条例の改正）

「言語聴覚士」を医療職として採用する。

vi 駐車場の貸出（石巻市立病院駐車場条例の制定）

駐車場の利用時間、使用料等必要な事項を定め、石巻市立病院に隣接される庁舎第2駐車場の一部を石巻市立病院駐車場として使用する。

◆石巻市立病院駐車場の概要

- ・ 位 置
（仮称）庁舎第2駐車場の1階から3階まで（穀町56番28）
自走式自動車車庫5層6段型
- ・ 利用時間
24時間（年中無休）
- ・ 利用台数
113台（予定）
- ・ 使用料の額、納付方法及び減免対象
駐車場使用料は、1時間につき400円を超えない範囲で規則に委任する形で規定する。
使用者の減免の取扱いについても規則で定める。
- ・ 駐車できる車種
長さ5.0メートル以下、幅1.9メートル以下、高さ2.1メートル以下、車両総重量2.5トン以下の普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年1月 平成28年第1回定例会へ関係条例案を提案
（施行予定年月日：平成28年4月1日ほか）
- ・ 平成28年6月30日 建設工事竣工
- ・ 平成28年夏頃 開院

[報告事項]

1 石巻市漁業集落排水処理施設の位置及び処理区域の変更、及び施設の追加について（建設部）

石巻市月浦字松木沢85番地先にあった石巻市月浦浄化センターが、今回の震災により多大な被害を受け使用ができなくなった。

月浦地区と侍浜地区にそれぞれ新たな排水処理施設の建設をおこない、平成28年1月に完成予定であることから、条例で定める石巻市漁業集落排水処理施設の名称及び位置及び処理区域を変更し、また施設の追加をするもの。

(1) 主な内容

- ・ 変更する施設 石巻市月浦浄化センター

位置

変更前：石巻市月浦字松木沢85番地先

変更後：石巻市月浦字月浦31番地

処理区域

変更前：月浦字松木沢、字月浦、字高頭山、侍浜字侍浜、字西山、字西畑、字東

変更後：月浦字松木沢、字月浦、字高頭山、侍浜字西山

- ・ 追加する施設 石巻市侍浜浄化センター

追加新設位置：石巻市侍浜字侍浜27番地2

処 理 区 域：侍浜字侍浜、字西畑、字東

- (2) 平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会「石巻市漁業集落排水処理施設の一部改正」提案（公布の日から施行）

[その他]

1 宮城県平成27年国勢調査の独自集計結果公表について（総務部）

平成27年国勢調査による宮城県内自治体の世帯数と人口について、宮城県が独自に1月12日（火）午前11時30分に集計結果を発表する旨、総務部より情報提供があった。

- ・ 公表資料は、県統計課のホームページに掲載予定。
- ・ 今回の発表における本市の数値（平成27年12月22日時点）

年度	人口	増減数	増減率	世帯	増減数	増減率
H22年国調	160,826人	-13,590人	-8.45%	57,871世帯	-1,132世帯	-1.96%

- ・ 本市においては、国の速報値が2月上旬に公表されることから、その時点で、各総合支所及び各支所の内訳を記した人口、世帯数及び前回国勢調査時との増減率について公表を予定。

以 上

